

## 子ども・子育て支援審議会の概要

子育て支援課

### 審議会の主な役割

- ①子ども・子育て支援法に基づく  
地方版子ども・子育て会議
- ②認定こども園法に基づく審議を行う附属機関
- ③児童福祉法に基づく児童福祉審議会

## ①子ども・子育て支援法に基づく地方版子ども・子育て会議

○**国**において有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置する（平成25年4月）

○**市町村、都道府県**においても地方版子ども・子育て会議を設置するよう努めることとされている

※地方版子ども・子育て会議には、事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されている。



## ①子ども・子育て支援法に基づく地方版子ども・子育て会議

- 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の設定
- 子ども・子育て支援事業計画の制定、変更
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進、実施状況について



児童福祉、幼児教育双方の観点を持った方々が参画して地域における子ども・子育て支援について調査審議

## ②認定こども園法に基づく審議を行う附属機関

- 幼保連携型認定こども園の設置等の認可に関する事項

## ③児童福祉法に基づく児童福祉審議会

- 保育所の認可への意見
- 地域型保育事業の認可への意見

## 関連条例・要綱

### 倉敷子ども未来プラン(後期計画)

資料-9 倉敷市子ども・子育て支援審議会条例

資料-10 倉敷市子ども・子育て支援審議会運営要綱